# 介護保険施設等現況報告書

(通所介護・介護予防通所介護)

### ※ 色の付いた部分に入力(記載)願います。

1 事業所の概要	<del></del>	記入年月日	平成	28	年	4	月	28	日
法 人 名	社会福祉法人 赤平友愛会								
法人所在地	赤平市幌岡町47番地								
法令遵守責任者名	<mark>小林 貢</mark>								
法人電話番号	0125-32-0500	法人ファ	ックス番号	01	25-	-32-	0600	)	
事業所名称	あかびらエルムデイサービス								
事業所番号	177200045								
事業所所在地	赤平市幌岡町47番地								
事業所電話番号	0125-32-0600	事業所ファ	ックス番号	号 01	25-	-32-	0600	)	
電子メールアドレス	erumu@leaf.ocn.ne.jp								
記入者所属	あかびらエルムデイサービス								
龍八日 職 名	事務長	氏 名	村上 聖	_	•	•			

#### 2 従業員の職種・員数

<u> と 化未良の戦性 身</u>										
		目談員 ・注3)	看護 (注			職員 (2)	機能訓練指導員 (注2•注3)			
	専従	兼務	専従	兼務	専 従	兼務	専 従	兼務		
常 勤(人)	1		1					1		
非常勤(人)					3					
	管理党	<b>栄養士</b>	言語耶	<b>恵覚士</b>	歯科律	<b></b>				
	専 従	兼務	専 従	兼務	専 従	兼務	1			
常 勤(人)										
非常勤(人)										

- 注1 当該年度の4月1日現在の状況を記入すること。
- 注2 従業員の職種別必要員数
  - (1) 利用定員11人以上の場合(通所介護 19人以上・介護予防通所介護 11人以上)
    - 提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合 ①生活相談員 計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1人以上

※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。

- ②看護職員(看護師又は准看護師)
- ・単位毎に専従1人以上
- ・以下のいずれの要件も満たしている場合についても看護職員が確保されている
- ものとする。
  ① 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が営業日ごと に健康状態の確認を行っていること。
- ② 病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を 通じて、密接かつ適切な連携が図られていること。

③介護職員

単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数 を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が、利用者が15人までは1人 以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除して得た数に1人を加えた数以上 ※単位ごとに介護職員を常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

- ④機能訓練指導員 1人以上
- (2)利用定員10人以下の場合(介護予防通所介護 10人以下)
  - ①生活相談員

提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の 合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1人以上

※生活相談員又は看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。

②看護職員又は介護職員 単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務し ている時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1人以上

※単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければなら

- ③機能訓練指導員 1人以上
- 注3 従業員の職種別資格要件

(1)生活相談員 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚労省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に 準ずる。

- (2)機能訓練指導員
  - ①理学療法士
- ②作業療法士
- ③言語聴覚士
- 4看護職員 ⑤柔道整復師 ⑥あん摩マッサージ指圧師

1

3 (1)利用者の状況(前年度)

3 (1)	民党サービュー 企業予院サービュー											
		居宅サ-		介護予防サ		計						
	中1日	EC	(人)	10	(人)		60					
	実人員 延利用数	50 ( 29		18 ( 92		·	389 )					
4月	一月間の利用											
	者の数の平均	14		5			19					
	実人員	50		18			68					
5月	延利用数	( 26:	2 )	( 81	)	<u> </u>	343 )					
	一月間の利用 者の数の平均	13		4			17					
	実人員	50		16			66					
6月	延利用数	( 289	9 )	( 83	)	(	372 )					
<b>,</b> ,	一月間の利用 者の数の平均	14		4			18					
	実人員	49		14			63					
7月	延利用数	( 31		( 77	)	(	394 )					
, , ,	一月間の利用	14		4			18					
	者の数の平均 実 <b>人</b> 員	47		15			62					
0 0	- 天八県 延利用数	( 26		( 56	·····	· <i>(</i>	323 )					
8月	一月間の利用	13		3			16					
	者の数の平均											
9月	実人員 延利用数	48 ( 27		15 ( 66			337 )					
	一月間の利用											
	者の数の平均	13		3			16					
	実人員	47		15		,	62					
10月	延利用数 -月間の利用	( 282		( 81	)	(	363 )					
	者の数の平均	13		4			17					
	実人員	51		18			69					
11月	延利用数	( 27	<u>)</u>	( 81	)	(	356 )					
	一月間の利用 者の数の平均	13		4			17					
	実人員	46		17			63					
12月	延利用数	( 24	1 )	( 79	)		320 )					
/ 1	一月間の利用 者の数の平均	12		4			16					
	実人員	44		14			58					
1月	延利用数	( 210		( 60	)	(	270 )					
' /3	一月間の利用	10		3			13					
	者の数の平均 実人員	46		13			59					
0 -	延利用数	( 25		( 61	·····	·(	316 )					
2月	一月間の利用	13		3			16					
	者の数の平均											
	実人員 延利用数	47		12			59					
3月	<u></u>	( 26		( 61			326 )					
	一月間の利用 者の数の平均	12		3			15					
≣+	実人員_		575		185		760					

(2)利用定員 25

3231 ) 1 各月ごとの利用実人員を記入すること。()内は延べ利用回数を記入すること。

2 一月間の利用者の平均数は、定員超過利用の基準に該当するかを判断するために用います。 計算式は、<u>当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計(延利用数)</u> <u>÷当該月のサービス提供日数</u>(小数点以下を切り上げのこと)。

878 )

4109 )

## 4 通常の事業の実施地域以外で送迎を実施した地域及び人員(前年度)

延利用数(

なし

注 運営規程で定める通常の事業の実施地域以外で、送迎を行った地域と実人員を記入すること。

	苦情の状況(主な内容及び処遇状況)	【前年度苦情件数	0	件】	
( <del>ż</del>	情の内容)				
(久	<b>1</b> 理状況)				

注 前年度に受けた利用者からの苦情について、その内容と処理結果を簡潔に記入すること。

#### 6 非常災害対策

(1)計画の策定等

1	非常災害に関する具体的計画の策定	<b>✓</b>	策定している				ま定していない
	想定している災害	>	火災	>	地震 風	水害	津波 土砂災害
2	非常災害時の関係機関への通報及び連 携体制の整備	>	整備している				整備していない
3	①及び②の定期的な従業者への周知	>	周知している				周知していない
4	避難、救出訓練等の状況(前年度)		2	回	実施日	6月15日、9	月16日
	うち自然災害を想定した避難、救出訓練の状況			回	実施日		
	うち夜間を想定した避難、救出訓練の状況		1	回	実施日	9月16日	

- 注1 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。) 及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
- 注2 「避難訓練」欄は、前年度の実施回数及び月日を記入すること。

(2)主な防火安全対策

○消防法施行令に掲げる主な防火安全対策		2/工体的人女主对宋											
※整備していない場合、その理由	〇消防法施行令に掲げる主な防火安	7全対策		消防法施行	令上の義	务	当該事業所等の整備状況						
防火管理者又は防火管理責任者	① 防火管理者の選任・	届出		義務なし	✓ 義務あり	)	✓ 整備して	いる	整備していない				
② 消火器の設置				※整備していない場合、その理由									
② 消火器の設置 241 ㎡ ※整備していない場合、その理由 面積 □ 義務なし □ 義務あり □ 整備していない ※義務ありの場合 ※義務ありの場合、その理由 □ ※整備予定時期 平成 年 月予定 □ 積 □ 義務なし □ 義務あり □ 整備していない ※義務ありの場合 ※義務ありの場合 ※義務ありの場合 ※義務ありの場合 ※義務ありの場合 ※義務ありの場合 ※義務ありの場合 ※養務ありの場合 ※差備予定時期 平成 年 月予定 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	防火管理者又は防火管	防火管理者又は防火管理責任者						氏名: 小林 貢					
241 m   ※整備していない場合、その理由	② 冰小吧の訊果	面積		義務なし	✓ 義務あり	)	✓ 整備して	いる	<b>整備していない</b>				
3 スプリンクラーの設置	② 消火器の設直	241	m²	※整備していない場合	、その理由		<del></del>						
③ スプリンクラーの設置  241 ※免除ありの場合、その理由 ※整備予定時期 平成 年 月予定  正本		面積		<b>る務なし</b>	√ 義務あり	)	✓ 整備して	いる	<mark>整備していない</mark>				
241       ※免除ありの場合、その理由       ※整備予定時期       平成       年       月予定         (4) 自動火災報知設備の設置       (5) 自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備の設置       241       ※養務なし       ② 養務あり       ※整備予定時期       平成       年       月予定         (5) 自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備の設置       (6) 免除なし       ② 養務あり       ② 整備している       ② 整備していない       ※養務ありの場合、その理由       ※養務ありの場合、その理由       ※養務す・免除無で未整備の場合、その理由       ※養務す・免除無で未整備の場合、その理由       ※養務す・免除無で未整備の場合、その理由       ※変備予定時期	©°···			※義務ありの場合			※義務有・免除	無で未整備	前の場合、その理由				
241       ※免除ありの場合、その理由       ※整備予定時期         の設置       388なし       ② 養務あり       ② 整備している       整備していない         ※義務ありの場合       ※義務ありの場合       ※義務す・免除無で未整備の場合、その理由         の設置       ※免除ありの場合、その理由       ※整備予定時期         で、免除なし       ※整備予定時期         平成       年       月予定         本務なし       ② 養務あり       ② 整備している       整備していない         ※義務ありの場合       ※義務ありの場合       ※義務す・免除無で未整備の場合、その理由         ※養務ありの場合       ※義務す・免除無で未整備の場合、その理由         ※整備予定時期				✓ 免除なし	魚除あり	)							
面積	<u></u>	241		※免除ありの場合、その理由 :			※整備予定時期						
④ 自動火災報知設備 の設置  241 m²  241 m²  (1) 免除なし			m				平成	年	月予定				
④ 自動火災報知設備の設置  241  ※免除ありの場合、その理由  ※整備予定時期  平成  年  月予定  面積  ⑤ 自動火災報知設備 と連動した消防機関へ 通報する火災報知設備の設置  ※発除ありの場合、その理由  ※養務ありの場合  ※義務ありの場合  ※義務ありの場合  ※義務ありの場合  ※義務ありの場合  ※義務ありの場合  ※義務有・免除無で未整備の場合、その理由  ※整備予定時期  ※整備していない  ※義務有・免除無で未整備の場合、その理由  ※整備予定時期		面積		■ 義務なし	√ 義務あり	)	☑ 整備して	いる	整備していない				
の設置       241       ※免除ありの場合、その理由       ※整備予定時期       平成       年       月予定         面積       重積       ● 養務なし       ② 養務あり       ② 整備している       整備していない         ※義務ありの場合と連動した消防機関へ通報する火災報知設備の設置       ② 免除なし       ② 免除なし       ※義務有・免除無で未整備の場合、その理由         ※整備予定時期       ※整備予定時期       ※整備予定時期	O + 71 1 /// + 17 11 //			※義務ありの場合			※義務有・免除無で未整備の場合、その理由						
241   ※免除ありの場合、その理由   ※整備予定時期   平成   年   月予定   1				☑ 免除なし	魚除あり	)							
□ 積	の改良	241		※免除ありの場合、そ	の理由		※整備予定時期						
⑤ 自動火災報知設備 と連動した消防機関へ 通報する火災報知設備 の設置       ※義務ありの場合 ② 免除なし ※免除ありの場合、その理由       ※義務有・免除無で未整備の場合、その理由 ※整備予定時期			m¹				平成	年	月予定				
と連動した消防機関へ 通報する火災報知設備 の設置		面積		■ 義務なし	√ 義務あり	)	☑ 整備して	いる	整備していない				
通報する火災報知設備 の設置 241 ※免除ありの場合、その理由 ※整備予定時期	©			※義務ありの場合			※義務有・免除無で未整備の場合、その理由						
の設置 ※免除ありの場合、その理由 ※整備予定時期 ※整備予定時期				☑ 免除なし	魚除あり 免除あり	)							
		241		※免除ありの場合、そ	の理由		※整備予定時	期					
			m²				平成	年	月予定				

- 注1「面積」、「消防法施行令上の義務」及び「免除」の有無については、地元の消防機関へ確認の上、記入すること。 注2 消防法令の改正は、平成27年4月1日から施行となり、既存施設については、次のとおり経過措置が設けられているが、設置義務がある場合は経過措置期間であっても義務ありに記入すること。
  - ③スプリンクラーの設置 平成30年3月31日まで設置
  - ④自動火災報知設備の設置 平成30年3月31日まで設置
- ⑤自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備の設置 平成30年3月31日まで設置 注3 「当該事業所等の整備状況」については、消防法令上の義務がなくても、整備している場合は、実態どおりに記入すること。

(3)消防機関の立入検査の状況(前年度)

実施年月日	指導指示等の内容
	(文書) <mark>なし</mark>
平成28年 2月17日	(ロ頭) <mark>なし</mark>
	(上記に対する改善措置) (上記に対する改善

注該当がある場合のみ記入すること。

7	介護サービスの質の評価(自己評	「価)の写	医施状況(前	年	度)
	自己評価の実施の有無		有		無

2	通所介護事業所の設備を利用し	ての通所企業以外の宿泊サー	-ビス(いわゆろ[お泊まりデイ	サービスリの宝施状況
0	一地の カラマオ 木の ひが 押で かんし	, し ひノ IHI Fバ ハ n n n n マ レスソトひノ1日 バロ・ソ	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	ソ _ L ヘ l / U / <del>人</del> / ハレイト / ハ.

① 宿泊サービス	① 宿泊サービスの実施の有無		]有	•			<b>√</b>	無		
② 届出の有無			]有					無		
③ 運営規程の有	無		]有			ı		無		
	設置場所	利用定	員				間仕切	り		
	食堂	(	)人		有	(	)区	画		無
④ 宿泊室	機能訓練指導室	(	)人		有	(	)区	画		無
4) 伯冶至	静養室	(	)人		有	(	)区	画		無
	その他 <mark>( )</mark>	(	)人		有	(	)区	画		無
	宿泊用個室	(	)室	(		)人				
⑤ サービス内容	サービス提供日	通所 月	介護		共日と K 🗌	同じ 木[	<mark>通所介</mark> 金□	護の土	提供日	∃と異なる   祝
	食事の提供の有無		朝	食			夕食			無
⑥ 夜間体制			夜	勤			宿直			無

注 宿泊サービスを実施している場合、防火安全対策について、宿泊業務が常態化し、「要介護状態区分が3~5の者」の割合が、当該施設の宿泊利用者全体の半数以上であることを目安として、消防法施行令上の義務が生じる場合があるので、地元の消防機関に確認のうえ、6(2)を記載すること。

この報告書は介護保険法第24条の規定に基づき報告を求めるものです。提出しない場合や基準違反等が疑われた場合は、実地指導等により確認させていただく場合があります。